附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中漁業法施行規則第十六条第二項及び第十九条第二項の改正規定並びに第二条中水産流通適正化法施行規則附則第三条の次に二条を加える改正規定（同規則附則第四条及び第五条第二項を加える部分に限る。）　公布の日

二　第二条中水産流通適正化法施行規則第三十六条から第四十六条までの改正規定　改正法附則第五条第二項及び第六条の規定の施行の日（令和七年十月一日）

三　第二条中水産流通適正化法施行規則附則第三条の次に二条を加える改正規定（同規則附則第五条第一項を加える部分に限る。）　令和七年十二月一日

（経過措置）

第二条　特定第一種第二号水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第一種第二号水産動植物）が改正法の施行の日前に採捕されたものである場合には、当該特定第一種第二号水産動植物等に係るこの省令による改正後の水産流通適正化法施行規則第三十五条第一項の申請書に添付すべき書類は、同条第二項の規定にかかわらず、当該事実を証する書類及び同項第二号に掲げる書類とする。

第三条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省令第二十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月三十日

農林水産大臣　小泉進次郎

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）	
動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物
（略）	（略）
フロルフェニコールを有効成分とする飼料添加剤	牛（生後３月を超えるものを除く。）
	豚
	すずき目魚類
	にしん目魚類（淡水中で養殖されているもの）
	うなぎ目魚類
（略）	（略）
注　１～20　（略）	

用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）
１日量として体重１kgあたり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前20日間
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

改正前	
別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）	
動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物
（略）	（略）
フロルフェニコールを有効成分とする飼料添加剤	牛（生後３月を超えるものを除く。）
	豚
	すずき目魚類
	にしん目魚類（淡水中で養殖されているもの）
	うなぎ目魚類
（略）	（略）
注　１～20　（略）	

用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）
１日量として体重１kgあたり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前４日間
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。